平成１９年（フ）第１４８号
福島県石川郡石川町大字塩沢字小金塚79番地の11
破産者　城野　政幸
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
群馬県富岡市一ノ宮538番地３　桑の実ハイツＢ－５
破産者　土屋　智弘
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１６４２号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目32番地24　プリ・ティス・フォティアス103
破産者　並木由美子
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５０３号
横浜市緑区台村町579番地１　サニーヒルズ302号
破産者　難波　孝之
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２９号
新潟県南魚沼市大崎4327番地丙
破産者　川上日出三
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
新潟県長岡市稽古町甲1651番地１
破産者　松﨑　利男
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
岐阜県高山市山口町1307番地１　桜ヶ丘団地690号、破産手続開始時の住所岐阜県高山市三福寺町16番地１
破産者　洞　　勝則
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成１９年（フ）第１３号
滋賀県東近江市栗見新田町915番地
破産者　大林みどり
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２６５号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3042番地、破産手続開始時の住所滋賀県蒲生郡安土町大字下豊浦3042番地
破産者　梅（○の中に梅）おおばやしこと　大林　　毅
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２６６号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3042番地、破産手続開始時の住所滋賀県蒲生郡安土町大字下豊浦3042番地
破産者　大林惠美子
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第１４９８号
京都市伏見区醍醐御霊ヶ下町111番地１
破産者　宮田　淳志
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１０７号
山口県防府市岩畠２丁目23番７号
破産者　若松　幸則
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第６１６号
神奈川県川崎市幸区小向仲野町11番８号　諏訪コーポ川崎105、開始決定時の住所福岡県福岡市南区若久５―19―17
破産者　安永　竜裕
1　破産債権の届出期間　平成22年５月28日まで
2　一般調査期日　平成22年６月４日午後４時
平成22年５月７日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1275番地１ヴェステンクラインⅡ203号
破産者　横井ハルミ
1　破産債権の届出期間　平成22年６月４日まで
2　一般調査期日　平成22年７月２日午前10時40分
平成22年５月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０１８０号
大阪市北区池田町１番50号　グランピア小寺302号室、前住所大阪市北区大淀中３丁目３番６号
破産者　三宅　徳生
1　破産債権の届出期間　平成22年６月10日まで
2　一般調査期日　平成22年７月12日午後３時30分
平成22年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７７号
福岡市博多区榎田２丁目１番地の１
破産者　株式会社松尾土木
1　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
2　一般調査期日　平成22年９月30日午後１時30分
平成22年５月６日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集及び免責申立てに関する破産者審尋期日

平成１６年（フ）第９４３号破産事件
平成１６年（モ）第２９２８号免責申立事件
愛媛県松山市山越５丁目15番４号といや町ハイツ101号、破産宣告時の住所愛媛県松山市権現町甲402番地１
破産者　髙橋　政秀
1　債権者集会の期日、破産者審尋の期日　平成22年７月８日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年５月６日　　松山地方裁判所民事部